

平成 24 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|----------------------|-----|
| 1. 議会の運営に関する事項 | 1 |
| 1. その他 | 1 7 |

平成 24 年 7 月 17 日（火曜日）

議会運営委員会会議録

平成24年7月17日 火曜日

午前10時01分開議

午前11時41分閉議（実時間 62分）

○本日の会議に付した案件

1. 議長の諮問に関する事項

（政治倫理について）

1. その他

（電子採決システム導入等について）

（委員長報告書の作成について）

○本日の会議に出席した者

委員長	上村哲三君
副委員長	大倉裕一君
委員	亀田英雄君
委員	田方芳信君
委員	藤井次男君
委員	前垣信三君
委員	前川祥子君
委員	松浦輝幸君
委員	松永純一君
委員	百田隆君
副議長	増田一喜君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局長	田上高広君
議会事務局次長補佐 兼総務係長	澤井光郁君

○記録担当書記

桑崎雅介君
嶋田和博君

（午前10時01分 開会）

◎議長の諮問に関する事項（政治倫理について）

○委員長（上村哲三君） 皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

それでは、1、議長の諮問に関する事項を議題といたします。

まず、（1）政治倫理についてでございますが、さきの委員会の中では、前々回に自民党礎、絆及び和による八代市政治倫理条例改正案がたたき台として出されておりまして、加えて前回は八代市と県内他市・府中市との比較についての資料の説明を受けて、論議がなされたところでございます。

この中では、委員からは現状のままでいいとする意見、改正する必要性と改正の裏づけ根拠が明確でないとの意見、個別での議論でなく、先輩議員が数年かけて議論された条例であり、時間をかけた抜本的な議論が必要ではないかとの意見、今の条例を謙虚に受けとめて、事を運べば何も問題はなかったが、いろいろ問題も出ていることを考えれば、本条例の見直しは必要であるとの意見がなされていたところでございます。

そこで、今回はこのような意見を踏まえまして、提案者である自民党に対しまして、改正の根拠・裏づけを明確にするために説明を求めたところでございます。

それでは、自民党から説明をお願いします。

自民党絆、松浦代表。

○委員（松浦輝幸君） ちょっと待って。説明というとは、その理由だろう。まず最初の理由。

○委員長（上村哲三君） そうです。先日ですね、前回ですね、目的の中で、その対象に教育

長を追加すること、それから調査請求権の中で 100 分の 1 以上の者の連署を 200 分の 1 以上の者とするものの修正。加えて、議員にあっては、議員の定数の 3 分の 1 以上の者の連署を追加すること。それから、市工事等の請負等の制限として、市工事等の請負等に係る売上額が当該事業年度における売上総額の 100 分の 20 を超えることが見込まれるときの請負等の辞退の追加でございます。これに対する理由をお願いしたいと思います。

○委員（松浦輝幸君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） それでは、第 1 番目の条例の形骸化でございますが、政治倫理条例の履行に対し、その対象とされる人がですね、積極的にこの条例を遵守していない点が多々見られていたということです。例として言えば、前回の学校建設の受託にかかわる Y 業者の件とか、対象者の関連業者と思われる事業者の受託が、やっぱり指名願をされている人が数例見られるということ。それと、何と申しますか、努力目標とかいろいろ上げてありますが、ただ、法的に代表者でなければいいとか、そういうものではないんじゃないかなということを理由として、条例の形骸化ということでありました。いっちょずついくかい。

○委員長（上村哲三君） はい、全部一遍に。

○委員（松浦輝幸君） 全部いく。はい。じゃ、教育長を追加することというのは、やはり教育委員会、市長部局と別部局であり、教育長は個別に執行権を有する者であって、他市の例でも対象者とされている例が多々見受けられたということの理由でございます。そうすると、調査権は 100 分の 1 だったかな、あれは。

○委員長（上村哲三君） はい。

○委員（松浦輝幸君） 100 分の 1 の連署を 200 分の 1 にした理由なんです、市民の調査請求権の緩和及び保障ということが一番の例

であります。特に、いつか新聞に出ていました熊本市の例を考えれば、この 100 分の 1 から 200 分の 1 に緩和せぬといかぬということが理由であります。それと、それに加えて議員の定数の 3 分の 1 以上の連署を追加する理由というのは、やっぱり政治倫理に関する実情が一番身近い議員である。そうした議員さんがあくぎに請求権を行使しないように定数の 3 分の 1 が適当と判断をいたしましたわけであります。

それから、4 番目の市工事等の請負等の制限なんです、今度我々が 100 分の 20 を超えたら、その請負の辞退をするという理由はですね、やっぱり受託業者だったって生活権の保障がある、そうしたことが一番の例でありまして、条例目標としては受託事業者に対して辞退を促すものであることからですね、対象者はその企業の代表登記を変更さえすれば済むとの風潮がある。しかし、これは勝手な解釈であり、条例形骸化の要因となっています。そうしたことから、やっぱり生活の保護とか、企業の固定費、そうしたものを考えればですね、2 割として公共事業をとってもいいというそうした理由でございます。

以上です。

○委員長（上村哲三君） はい。ただいま説明が終わりましたが、意見があれば願います。

○委員（藤井次男君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、藤井委員。

○委員（藤井次男君） それは今、松浦代表から聞かれましたが、それは自民党全会派の人の意見ですか。それとも一人一人会派言わすつとですか。

○委員（松浦輝幸君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） これは一応自民党全体の意見です。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか、藤井委員。

○委員（藤井次男君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、藤井委員。

○委員（藤井次男君） きょうは議運ですので、各会派から出てこられるわけですね。で、代表としての意見ちゅうとは、それは代表者会議で言うべきであって、ちゃんとかう会派はおらすけん、打ち合わせてあつとなら、打ち合わせた人を、解説をして、これはしてもらわにやいかぬて思いますばってん、どげんですか。

（「同じこったい」と呼ぶ者あり）

○委員（松浦輝幸君） 同じだろうたい。言わすっと、全部。（発言する者あり）

○委員長（上村哲三君） そんなら、はい、田方代表。

○委員（田方芳信君） 今、松浦議員が言われたとおりで、私たちのほうも和のほうでお話をした結果ですね、今、松浦議員が答弁されたとおりの内容でございます。

○委員長（上村哲三君） 礎のほうは、代表が欠席でございます。私がおりますがですね。

この政治倫理条例の改正については、自民党礎、絆及び和による提案というふうな形になっておりますので、説明も理由もですね、全く同様であるというふうな理解でお願いしたいというふうに思います。一応、今おられる方は意見をいただいたところでございます。はい。

ほかに御意見ありませんか。

はい、亀田議員。

○委員（亀田英雄君） 前回の会議で話し合ったことについてのお答えなんです、1回会議を飛ばしての説明ちゅうことなんです、今の話になるですたい。前回の会議の途中でも聞いてよかった話だったと思うとですよ。そいけん、きょうはペーパーでこうしていただけるものと私は思っていたのですが、今の話な、メモも取る時間もなしですたい。せっかくならですね、1回会議ば飛ばしたつですけん、きちんとした資料ば出していただければ助かるがと思

うとですたい。

○委員長（上村哲三君） じゃ、松浦議員、ペーパーで出されますか。

○委員（松浦輝幸君） いいですよ、コピーしてもらえば。

○委員長（上村哲三君） 小会します。

（午前10時10分 小会）

（午前10時20分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

ほかに意見ございませんか。はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。ただいま自民党さんのほうから、松浦代表のほうから資料をいただきました。できればですね、これを持ち帰って会派で協議したいと思います。そして、今後の進め方についてもですね、どのような進め方——この政治倫理についての進め方も含めて協議していきたいと思いますので、そのようにお取り計らいいただければと思います。

○委員長（上村哲三君） はい。皆さん、ただいま亀田委員のほうからですね、今回、文書で自民党さんから提案理由の説明があった分と、それから今後の政治倫理にかかわる問題に対する進め方についても、同時に持ち帰って協議をしたいということでございましたので、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。それでは、いろいろ意見があるようですので、本日の協議結果を各会派に持ち帰りいただき、各会派でも協議を深めていただいた上で、次回再度御協議いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎その他（電子採決システム導入等について）

○委員長（上村哲三君） それでは、次に２、その他の（１）電子採決システム導入等についてであります。前回の委員会では、過去の議会広報委員会での論議を見てみると、判断しにくい部分があるものの、議会広報委員会では、表決結果一覧は掲載するという決定がある程度なされているようでございまして、その手法について協議がなされたところでございます。

前回の意見として、議会広報委員会での個人の表決を出すことの認識をしていなかったのが、手法についての論議はしていないが、手法についての論議であれば、さらに煮詰めたいとの意見、経費をかけずに採決の結果を出せるとの意見、予算的な問題もあるということであれば、その手法を検討する必要があるとの意見、議会広報委員会での決定どおり議員の可否は必要であり、予算の問題があるとすれば、マル、バツ印の方法でも議会だよりに掲載すべきとの意見、表決方法としてだれの影響も受けない無記名投票があるが、その辺も含めて論議すべきではないのかとの意見があっていたところでございます。

そこで、これらのことを踏まえまして持ち帰り協議となったわけでございます。

また、論議の中では、電子採決システム導入に係る見積もりも徴されたいとの意見もあっていたようでございます。

まずは、会派からの持ち帰り協議の報告の前に、本システムの見積もりについて議会事務局より説明を求めます。

○議会事務局長（田上高広君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） 田上議会事務局長。

○議会事務局長（田上高広君） はい。電子採決システムの導入状況及び導入市におけるシステムの概要、また本市に導入する場合の見積金

額につきましては、澤井次長補佐兼総務係長が御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） 委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、澤井次長補佐兼総務係長。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり） それでは、座って説明させていただきます。

A 3のお配りしております資料になります。

電子採決システムの導入状況及び導入市におけるシステムの概要、本市に導入する場合の見積金額ということで資料をお示ししております。

１と２の、１の導入状況と２の導入市区におけるシステムの概要、この部分につきましては、さきの１月１６日に本委員会におきまして資料を配付しまして御説明をしたところでございます。改めて詳しくは説明いたしません。導入経費につきましては、５番のほうに書いてありますが、おおむね７００万、こちらが議席に押しボタン等の固定ユニットを設置する方法でございますが、おおむね７００万から１１００万円程度でございます。一方、スマートフォンを利用する方式につきましては、１３０万とのことでした。

次に一番下（３）でございますが、八代市にこのシステムを導入する場合の業者の見積金額でございます。ここにも簡単に書いてございます。まず、各議席に投票操作端末、こちらが７型の液晶、そんなに大きくない、液晶タイプの、このくらいの大きさの液晶画面になります。こちらを固定して設置して、その液晶画面をタッチ——賛成、反対とか出てきますから、それをタッチする方法になります。こちらがおおむね７３０万でございます。

それから、(2)のほうが無線のスマートフォン。今よく使っていますけど、スマートフォンで無線の方式で、スマートフォンの機械で、それを各議席において、ふだんは会議がないときは多分引き揚げているかなと思います。会議があるときだけ設置するような形になるかなと思いますが、こちらのほうが390万円ということでございました。内容につきましては、730万円のほうが投票操作端末、液晶の端末になりますが、こちらが35台で385万円程度、採決システムのソフトが150万円、それから制御用のパソコンが15万円と、あと工事費が55万円ということでございました。

一方、390万円のほうでございますが、タブレット端末、スマートフォンになりますが、こちらが36台ということで、2台予備——予備といいますか、ふぐあいがあったときの予備として2台追加してございますが、118万円、それから採決システムのソフトが160万円、そして制御用のパソコンが16万円、それから工事費が50万円ということでございました。

以上が調査の結果でございます。

○委員長（上村哲三君） はい。ただいま説明が終わりましたが、質問があれば願います。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、前垣議員。

○委員（前垣信三君） ちょっとお尋ねですが、どちらの方向でもよかったですけど、ボタンを押した場合に表示がつくんですか。それがつかぬと、何も意味なかですたいね。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） はい。

○委員長（上村哲三君） 澤井係長。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） はい。議場に、ほかの——他市5市調査しています。で、本市で見積もりを取っていますが、いずれにおきましても、議場の中に大

きいモニターが設置されまして、そこに賛成何人、反対何人と、棄権何人、総数何人という表示が出てきます。その前段階として、投票する状態のときは議席の図といいますか、それが示されていて、それぞれに例えば、賛成は青色、反対は赤とかですね、マル、バツでしたり、そういう方法でそれぞれの議員さんの採決の結果がわかるような形でも出てきて、最終的に投票が終わった後で、先ほど申し上げましたように、賛成何人、反対何人、総数何人という形で出るような形になっています。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 前垣議員、よろしいですか。

○委員（前垣信三君） はい、いいです。

○委員長（上村哲三君） はい。ほかにありませんか。

○委員（田方芳信君） 関連。

○委員長（上村哲三君） はい、田方委員。

○委員（田方芳信君） そういう場合、例えば、賛成反対になったとき名前は、そのボードというか、それは出るんですかね、ちゃんと。例えば、田方なら田方芳信、反対とか、そういうのははっきりしたことが……。

○委員長（上村哲三君） 澤井係長。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） 名前も当然出てまいります。（発言する者あり）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、ないので、次に各会派で御協議いただいた結果について、御報告いただきたいと思います。

最初に、自由民主党絆の松浦代表お願いします。

○委員（松浦輝幸君） はい。あくまでもですね、やっぱり賛否の可否というのはやっぱり堂

々とあらわすべきだということです。そうすると、できればですね、やっぱり、今ちょっと聞いたんですが、スマートフォン方式でもいいけん、やっぱり機械導入というのをしてもらいたいということです。

以上です。

○委員長（上村哲三君） はい。それでは、次に自由民主党和田方代表をお願いします。

○委員（田方芳信君） 私のほうもですね、できればですね、本当、機械で賛成、反対を出してしたほうがきっちり残るような感じがします。どうしてもお金の問題がありますので、どうしてもないということになればですね、しないということになればですよ、それは一番ベストな方向で各自のあれを、議会報告だよりあたりにはしっかりと賛成、反対ば載せて——名前込みでですね、載せていただくことをしていただきたいと思います。

○委員長（上村哲三君） はい。次に、新生会の藤井代表をお願いします。

○委員（藤井次男君） 私たちは現状維持です。

○委員長（上村哲三君） 現状維持ていいですよと……。

○委員（藤井次男君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、藤井代表。

○委員（藤井次男君） 現状維持ちゅう意味はですな、今34人しかおらぬと。それで、今、起立か——起立採決、あるいは無記名投票、あるいは記名投票、いろいろな方法があると思います。そういう方法があるので、経費節減あるいは経費を余り使わない方法としては、何も局長もちゃんとその隣におって、数は完全に数えられるわけですので、そのほうで私たちは話し合っております。

○委員長（上村哲三君） はい。次に、改革クラブの亀田代表をお願いします。

○委員（亀田英雄君） はい。何遍もこの件に

関しては申しておりますが、あくまでも議会の表決ですけん、議会としてどのように判断したかというのが問題であって、これをしたからといって議会の表決が変わるわけではなかつてけん、必要ないのではないかというのが会派の判断です。あと、議会報告会はどうせしておりますし、その中で賛成しました、反対しましたという話ばすつとですけん、どうしてもそれを載せたいという話であれば、議会広報なんかに載せるのはもう全然やぶさかではございませんので、載せれば——どうしても載せたいという話であればですね、後で書いて出せばよか話じゃないかということでございました。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ちょっとここで確認しときたいんですが、一応議会広報委員会からですね、個人の賛否を載せたいということから、このことが始まっておりますので、今さら載せる載せぬの話じゃなくて、その方法に対して協議の結果をいただきたいと思います。

それでは、最後に市民クラブの大倉代表、お願いします。

○委員（大倉裕一君） この前も——まずは、電子採決システムの導入についてはですね、うちの会派からは非常に慎重な意見でした。そこまでお金をかけてする必要があるのかということですね。新生会から藤井代表が言われたように、そのような手法が、議長と事務局長のですね、判断で確認がとれるんじゃないかというような意見も出たところです。

それと、あと1つ確認をしたいのが、広報委員会で本当にまとまった意見だったのかということですね、議会だよりに個人の表決を載せたいということが全会一致で確認がされているのかどうかというところを1回確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） はい。広報委員長。（発言する者あり）じゃ、議会広報委員長、副

議長の増田一喜氏、発言願います。

○副議長（増田一喜君） （聴取不能）を引き継いだそのときには、一応広報委員会ではその方向でいくということで、私が委員長になりましたからは、そういうことでやりましょうという話に決まりまして、今現在、ただ、その方法として間違いのないような方法はということで、電子採決システムがいいんじゃないかということで議運のほうに今お諮りしてもらっているところです。要は、名前をきちんと出ししようということですので、あとその名前がきちんと出る、確認できるという方法であれば、何もこの電子採決システムに固執する必要はないとは思っております。ただ、予算の都合で言われるけれども、ほかのいい方法があれば、それでも構わないとは思いますが。

○委員長（上村哲三君） はい。1つ、私委員長から自民党さんにお尋ねですが、前回電子採決システムにこだわらず確認ができれば、その方法でもというふうな意見をおっしゃったというふうに思ったんですが、違ったですかね。

○委員（松浦輝幸君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） いや、それはそう認識はしとつとですが、いや今スマートフォン式で390万ということになれば、そのほうがいいかなと思ったもので、390万だったら、そっちがいい。（「今、大倉委員の確認だけん、これ」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） まだ意見ある。

はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） それは間違いなかったですね。ちょっと広報のほうで、うちの会派で話をしたときに、全会一致でそういうふうになったというふうな話が出なかったもので、そのあたりをちょっと確認をしたんですけど、これはまとまっているということで理解をしたいと思います。

○委員長（上村哲三君） はい、増田委員長。

○副議長（増田一喜君） 前の——前回の田中委員長のときにはそういう話で引き継ぎをいたしまして、そして私になってから、そういう方向でいこうということで、私のときにはなってます。私のほうには意識としては、田中委員長のときで、もうそれは決まっておるというふうに理解しておりますけれど。

○委員長（上村哲三君） 大倉委員、よろしいですか。（笑声）

○委員（大倉裕一君） 決めたっじゃなかというような意見がありましたもので、そこをもう一回確認をさせていただければなというふうに思います。

○委員（亀田英雄君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（上村哲三君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 先ほど、うちの広報委員と話ばしてきたんですが、そうなれば紙面をふやすとかいろんな話をせぬばんけん、そのような確認はまだしていないという話だったんですけどね。

○委員長（上村哲三君） はい。

○委員（亀田英雄君） 広報委員会が先か、議運が先かという話もあつてでしょうし。

○委員長（上村哲三君） はい。ただいま大倉委員、亀田委員からお話がありましたが、議会広報委員会からの提言を受けて議運にかかってくるんですけど、この話は。だから、私が委員長になる前からの引き継ぎの話であろうというふうに、私は中村委員長には聞いた経緯があるわけですよ。だから、広報委員会のあれを受けて議運に上がってきていると。議運が先、広報委員が先ちゅうとは、どっちかいうと広報委員会からのほうが先じゃないかと。それで議運に上がってきたちゅう認識で、私もずっとそれを引き継いで、今協議を重ねているところでございますが、前回広報委員だった方、どなたか

おられますか、ほかに。

百田委員はどういう認識ですか。補助、参考意見として教えてください。

○委員（百田 隆君） あのとときはたしか、紙面に大体発表するような話もあったよね。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（上村哲三君） ああ、そういうことですね。じゃ、そのことですね。

ほかにいらっしゃいませんか。前川委員、はい、どうぞ。

○委員（前川祥子君） 紙面に発表するということで、じゃ、紙面に発表するにはどうしたらいいかという話になったときに、ここに電子採決システムで出すという話もありましたし、一人一人書かせて、どういうふうに、じゃ、議場で判断するかと、そこには時間がかかるなという話も出ました。後で会派に戻って、じゃ、一人一人、賛成だったか反対だったかを聞くということもできるといったときに、いや、それ反対した人もいや賛成したというようなことになりかねないという話も出ました。

だから、結局ですね、先ほど、広報委員会でも言った言わなかった、まとまったまとまらなかったという話をされてますけど、それ自体も結局は名前が残ってないからですね、賛成反対かという、だから、やはり透明性がないわけですよ。

ということは、やっぱりこういった議会においての表決も、最終的に反対か賛成かという表決が議会として出されればいいんだという御意見もありましたけど、一人一人がどのように反対だったか、賛成だったかというのはやっぱり負託を受けた議員としては、そこにはやっぱり透明性をもって公表すべきじゃないかと、そういうふうに思います。（「いいですか、委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ちょっと待ってください。

百田委員、今のような同じ認識でしょうか。

○委員（百田 隆君） そうです。

○委員長（上村哲三君） はい。わかりました。はい、増田委員長。

○副議長（増田一喜君） 私のほうもですね、田中茂委員長のときには広報でおりましたので、そういう話をしております。ただ、そういうふうに私に引き継いだときに、決まったわけじゃないよというふうな話されると、私も非常に困るわけですね。そういう意識の中で私が委員長になって、じゃあ出しましょうと。じゃあ、その方法をということで議論したら、やはり議運のほうに諮っていただかなければいけないんじゃないかという意見がありまして、議運のほうにお諮り願っている次第でございます。

○委員長（上村哲三君） はい。わかりました。

○委員（松浦輝幸君） ちょっとよか……。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員、どうぞ。

○委員（松浦輝幸君） 今、その広報委員会がどうだこうだて、あっているんですが、仮にですよ、広報委員会からそうした要望とか要請がなかってもですたい、要するにぴしっと情報公開をしろ、透明性を高めなさいて言いよるじゃなかですか、あたども。だったら、自分たちが——自分たちがみずから、これはやっぱり一人一人の可否は、ぴしっと市民に示すべきだと思うのが当然だろう。私はそう思うのですが、後援会の何のかんのその前に、みずからやっぱりやるべきですよ。私はそがん思う。議会で決まったけんない、そっでよかなんて、そういう無責任なことあるかい。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 今いろいろ意見が出ますがね、なぜ議運にかかってきたかということではですね、御理解いただきたいというのは、やっぱりその他の諮問ということで広報委

員会のほうからですね、議事に関することだから、議運で諮ってもらえないかという形で、個人の賛否を載せるということが上がってきておりますので、そこんところはいろいろ聞いておられる方、いろんな意見があっていると思うんですが、そういう形で今まで何回もですね、協議を重ねてきているということは御理解をいただいて、意見をいただきたいというふうに思います。

藤井委員、どうぞ。

○委員（藤井次男君） はい。何か聞いとればですな、個人の名前を紙面に載せるために、そういう情報公開をしようというような感じを受けます。というのは、議会事務局の局長さんあたりに聞きますけれども、34人の採決したときですたい、やっぱり見とって、だれが賛成、だれが反対ちゅうとは大体わかりやせんのですか。わからぬですか。（発言する者あり）

○委員長（上村哲三君） はい、田上議会事務局長。

○議会事務局長（田上高広君） そういうこともございました関係で、6月の定例会の中で、ちょっとうちの職員でどうだろうかということですね、試験的に内々でちょっと試してみました。ただ、その中ではちょっと個別にだれだれまでの判定はちょっと時間的に難しいと思いました。それと、職員につきましては、それぞれが中継システム等に從事しております関係上、どうしても議会議場全体が見えない部分がございます、死角に入りますので、全部見えるのは私と議長——私だけというようなところでございます。ただ、個別にどなたがどうされたまではちょっと判断はしにくい面もでございます。表決が短い関係でですね。

以上です。

○委員長（上村哲三君） はい、藤井委員。

○委員（藤井次男君） 議員34名の人とはですな、やっぱり自分は賛成、反対というのは意思

表明ははっきりしとるわけですたい。例えば、起立で採決をしますと言うたら、みんな賛成は立つわけだから。そこあたりのところはですな、ちゃんと名前までにはわからぬとは、それは当然のことですたい。名前ばいっちよいっちよつけとるわけじゃなかったい。ただ、賛成、反対ですな、自分が自信を持って立つとるわけ。それは座つとる者な、おら反対ちゅうて座つとるわけですけん。例えば、15対15、34人の表決も全部わかって、本人もちゃんと自信を持って立つちゅうことに対してはですな、それは何も名前まで出して賛成、反対を調べろちゅうとは、私はちょっとそがん、今ん現状でよかつちやなかろうかって思うわけです。何も名前まで出す必要がどこにあつとかと、それは本人本人がですな、ちゃんと自信を持ってやりよつとだけんね。それはあんた、ふんならば賛成しとって、あんた、どげん気持ちで賛成したかて、一人一人聞くわけにはいかぬ。ただ立つちゅうことは賛成したちゅうことです。ただ、数を数えればよかつちやなかですかて、私は思います。

○委員（松浦輝幸君） よか、委員長、よかかい。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） 私はですね、私はやっぱり市民の負託をやっぱり受けて議員になったらですね、そこまでせぬといかぬて思う。例えば、ある議案に対して、自分の意思表示をぴしとして、それは市民の皆さんにはっきり賛成か反対だったか、もし理由を聞かれたら、ぴしと言ふべきだと思ふ。私はそういう認識を持つとつとですが。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） だいけん、その辺なさつきは無責任のなんのていう失礼な話ば聞いたですばってん、そいぎきちんとしてよかと言ひ

よるじゃなかですか。何か、それは私が――。

○委員（松浦輝幸君） ちょっと待てて。

○委員（亀田英雄君） それはおかしかもん。

○委員（松浦輝幸君） 何のおかしなか。

○委員（亀田英雄君） だって、私が話の途中で
だけん、そげん、ちょっと待てという話はある
かいた。そいけん、私ば指して無責任だという
――

○委員（松浦輝幸君） 小会しよう、小会し
よう。

○委員長（上村哲三君） うん、意見聞いてか
ら。

○委員（亀田英雄君） だけんですたい。議会
としてどのように判断ばしたかというところが一番
大事だから、個人の名前ば、だいけん変わっち
ゅう話じゃなかて言いよるじゃなかですか。後
援会とかて言わしたばってん、後援会じゃなく
て、議会報告会て、ちゃんとした会議で私は言
うていう話ですけん、自分の表決に対しては。
そして、議会広報に載せるのはやぶさかでない
とて言いよるじゃなかですか。そいば、金かけ
て、あそこに電子採決システムば、するかせぬ
かちゅう話ば、今しよっとですけん。そいの話
ばしよっとですばい。

○委員（松浦輝幸君） よか、わかった。

○委員（亀田英雄君） そして、その辺は整理
ばして、話ばしてもらわぬと。無責任じゃなっ
かて話は、ちょっと失礼だもん。

○委員（松浦輝幸君） よか、もう後で話ばす
るけん。ここの終わって後で話するけん、それ
は。

○委員（亀田英雄君） 責任ば持って話ばしよ
っとだけん。

○委員長（上村哲三君） 小会します。

（午前10時45分 小会）

（午前10時58分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻

します。

それでは、ただいま小会中に皆さんの御確認
をいただきましたので、もう一回委員長として
宣言をしたいと思います。この件の協議に関し
ましてですね。広報委員会の前期からの付託を
受けましてですね、広報紙に――議会広報紙に
個人の議案に対する賛否を載せるということ
で、今後はその手法についてのみの協議にいた
したいと思いますので、よろしく御協議を願
いしたいと思います。御意見をお願いします。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） 手法は、今切っている
間にいろいろ出ましたけど。

○委員長（上村哲三君） 具体的にお願いしま
す。

○委員（前川祥子君） 具体的にですね、全員
立ったときに、採決のときに――全員じゃな
い、採決のときに立った人、それから座ってる
人を一人一人、あの人は賛成、あの議員は反対
というのを全部書く手法、時間をかける。多分
これはかなり時間がかかるんじゃないかと思
いますけど、それでもいいかという一つの手法。
それから、立ったときに写真を撮るという手
法。それからもう一つは、採決中に紙をいた
だいて、それにマル・バツ――議案に対してマル
・バツをして、最後にそれを提出していくとい
う3つ目。それから、もう一つはここに出され
ています電子採決システムを導入するか。この
4つが提案します。

○委員長（上村哲三君） はい。ただいま前川
委員から4つの手法について提案がありまし
たが、御意見ございませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 考え得る4つの手段で
すが、さしよりですたい、紙に書いて、金の要
らぬ段階から始めて、どうしてもふぐあいがで

きてきたときに考えるという手法、どげんでしようかね。

○委員長（上村哲三君） はい、わかりました。

ただいま亀田委員から、議案個々に対して個人のマル・バツの署名をして提出することから始めたかどうか。それで、ふぐあいがあれば、ほかの今、4つ前川委員から上げられたあと3つの方法に試してみればどうかという意見が出ましたが、皆さんいかがでしょうか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。まず、大前提としては、議長と事務局長による議場での確認、それがまず最優先ではないかなというふうに私は思いますので、そこをさせていただいた後で、亀田委員さんから提案があったペーパーでの提出という形がふさわしいのではないかなというふうに思います。

○委員長（上村哲三君） はい。ほかに御意見ありませんか。

○委員（田方芳信君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、田方委員。

○委員（田方芳信君） 結果的に、じゃ、議長と局長さんたちが時間をかけて見、そして、今先ほど亀田委員が言われたとおり紙に書いて出す。そして、その中でその所で間違いがないような合わせ方でやっていかれる——いくということでもいいんですかね。ちょっと私のところ、確認なんですけど。

○委員長（上村哲三君） 私がお答えします。

今の意見はですね、大倉委員の場合には、まずは議長と事務局長が確認をするということ、それをずっと続けていった中でふぐあいが出ればマル・バツの署名をして、最後に出すというようなことです。

だから、まずは起立、または挙手のですね、確認は議長と事務局長にやっていただくと、こ

れでしばらくやってみましょうということですよ。それで、何かふぐあい等いろいろ出てきたら、マル・バツをそんなに進めていったらどうかと、署名をですね。署名書いて提出するちゅうことを進めていったらどうかというのが大倉委員の意見、そうですね。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい。亀田委員は、最初からもうマル・バツの署名をしたらどうかという。

○委員（松浦輝幸君） 委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） わかったごっして、ちょっとわからぬとこのあつとばってん。例えば、このマル・バツをちゃんと各議員さんにやったいね、議員さんが1号議案に対してはマル、反対とか、ずっと自分でつくるじゃなかな。（「そうそうそう」と呼ぶ者あり）だったら、採決は過半数で全員とか少数反対とかで今までんどおりよかばってん、メインはここを一議員さんを全部して、やっぱりこれはちゃんと信用して、ここでびしっと広報に見て載せればよかつじゃなかな。

○委員長（上村哲三君） はい。

○委員（松浦輝幸君） ただ、今まで議員がただマル・カケば自分ですだけがちょっとせからしかだけですね。私は、そういうふうに理解しとっとですが、それだったら、私はそれでいいと思います。（発言する者あり）

○委員長（上村哲三君） 前垣委員、意見ありますか。どうぞ。

○委員（前垣信三君） おっしゃるとおり。何といたしますかね、マル・ペケを小さい紙で済みますもんね。

○委員長（上村哲三君） はい、はい、はい。

○委員（前垣信三君） 今おっしゃったみたい議長、事務局長にもいいんですけど、名前まで確認ちゅうのは大変だと思うんですよ。だか

ら、数ぐらいわかりますけど。で、名前まで確認したいと思えば、今の小さい紙に、ペーパーでいいですから、その……。

○委員長（上村哲三君） はい。一覧表にした形が一番よかでしょうね。議案が20あれば、20の空欄をですね。（発言する者あり）ほかに意見はありませんか。

○委員（松浦輝幸君） それでやるなら、それでいこう。

○委員長（上村哲三君） そういう方向が——。はい。

○委員（前川祥子君） もう一つですね、さらに確認するためにですね、議長から局長から、事務局のほう、3名から見れるような形にしてですね、こちら3つで分けて、自分もそこでチェックしていただくと。それで、もう一度確認するというのも、「それは難しかだっろう」と呼ぶ者あり）再度、再度。（笑声、発言する者あり）それはわからないですけど。（発言する者あり）

○委員長（上村哲三君） ほかに御意見ありませんか。今、意見を聞いておりますと、大きな流れで、最初亀田委員が申されたですね、議案ごとに個人のマル・バツをしてから出してもらう方法を最初進めたらどうかというのと、大倉委員からは——フォローの意見はなかったんですが、まずは議長と事務局長の確認が大事じゃないかという、この2つの流れだというふうに思います。

○委員（松浦輝幸君） ちょっと、はいはい、じゃ。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） その2つの流れというならば、私はさっき言ったばってん、議長と局長、その個人名までだれがどうだというとはちょっと無理だと思う。ただ、数は今までも数えて、全会一致とか多数決でいった場合は数を考えて今までやっ取る、そういう形で、それはそ

のまましとってもらって、個人の1号議案に対しての賛成、反対は今さっき言われたように、紙切れば、ちょっどこまんかやつとって、議案ば5個、何番、番号立てて、個人でマル・カケ、自分で自己記入してからたい。

○委員長（上村哲三君） はい、わかりました。

○委員（松浦輝幸君） そして、それを提出すると、それでいいと思います。

○委員長（上村哲三君） はい。議長と事務局長の確認がとれないということではないんですね。時間さえかればとれるんです、これはね。それだけの話だろうというふうに思いますが、ただ、そこまで時間をかけるべきものかというのもありますしですね、そういう面からして、今亀田委員から出た意見がね、支持を得とるようなふうにとらえておりますが、皆さんいかがですかね。

○委員（松浦輝幸君） それでよかて。

○委員（藤井次男君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、藤井委員、どうぞ。

○委員（藤井次男君） 局長がですたい、数えるにずっと1時間の2時間ので、かからぬでしょうが。そつで、賛成、反対はちゃんとわかつたい。この今2分でしよつとば、5分延ばせば、3分延ばせばよかことです。それはそつでよかです。今言いよつとは、全くそやんですたい。今話しよるごとですな。個人の名前書いて、何号議案ずつとやって、マル・バツばつけて、それを提出すれば、それで済みはせんろうかと、ここでちょっと話しよつたつですけど、そういうことで進め……。（「それでやってみれば」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） やってみればということですね、はい。

大倉委員、どうしてもだめですかね、そこんこは。はい。

○委員（大倉裕一君） はい。ペーパーですね、確認をすればいいだろうということです、それはそれでペーパーのほうに譲りたいとは思いますが、議長と事務局長の本来の役割というのをですね、私は失ってほしくないと思いますので、その点はきちっと抑えていただいた上でのペーパーの確認、ペーパーとあわせた確認をですね、していただければと思います。

○委員（松浦輝幸君） ちょっと。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） だからたい、局長と議長はその仕事に専念せぬばけん、そういうことしなきゃならぬ。要するに議事進行ちゅうとをやっぱりぴしとしていかぬばだめでしょうが。そやん暇なかよ、余裕も——と思います。

以上です。

○委員（大倉裕一君） よかですか。

○委員長（上村哲三君） はい、大倉委員、どうぞ。

○委員（大倉裕一君） 議案に対する採決を正確にするというのが議長、事務局長のさばきですので、その点については時間をしっかりかけていただくというのは私は構わぬと思いますので、そこにやっぱりきちんとした反対者、どちらかばとればよかわけですよね。反対した人、賛成した人、どちらかとればいいですので、それとペーパーで出した分の突き合わせという部分も必要になってくるはずですので、私はその2枚立てていくべきではないかなというふうに思います。（発言する者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。今、整理しますとですね、議長と事務局長の仕事の確認さえとればですね、ペーパーは補佐的な用途としても使える、確認の——最終確認として使えるというようなことですね、意見が出ているというふうに思います。一応、議長と事務局長は、大勢の、結局多数なのか、全会一致なのかというような判断だけだろうというふうに思い

ます。できれば、その中でも精いっぱい努力をしていただいた上で、個人の賛否の表については確認をとって提出をするというような形の手法というのが、今、全体的な流れになっていると思いますが、皆さんいかがですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 異議ないですか。異議ありませんか、前川委員、よかですか、その流れで。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） その手法も、全く異議ないわけじゃなくて、それはそれでやってみる価値はあると思います。ただですね、一番最初出てきました電子採決システムというのがなぜ出てきたかといったら、やっぱり一遍に表示されるということ、その点においては議長や事務局長が今言った部分のことはもう負担するべきじゃ——負担しなくてもいいってところにあるわけですね。

ただ、お金かからぬようにしたほうがいいんじゃないかという意見になると、もう全くこういったものを、電子採決システムを入れること自体がもうお金かかるんですよ。だから、お金かからないように、かからないようにっていうようなことになってしまうと、もう結局これ以上のものは進められないですよ。

それでですね、私たち議員もですね、2人議席を、来年選挙のときになくすという経費も落としている。それから、今の経費の削減もしてるといことも、まずはかんがみていく必要もあるんじゃないかなって。その部分が1回——毎回ですもんね、毎回その分が浮くわけですよ。だから、このシステムは1回導入すればいいってことですから、お金のことを言えばですね、もうこれ以上のことは言えないんですけど、そういう点を考えたらですね、（「やっぱ機械がよかつたろもん」と呼ぶ者あり）機械の

ほうを、先々は考えていく必要があるんじゃないかと思います。

○委員長（上村哲三君） はい、わかりました。前川委員の意見はわかるんですが、その前に、前川委員が先ほど申されました4つの手法についてですね、まずはどうしていくかということで入ってますので、電子採決システムが消えたわけではないというふうに思います。亀田委員と大倉委員から申されたことがですね、まず手法の第1弾としてやって、それは検討しないということではないというふうに理解しておりますので、そのように御理解をいただきたいと思います。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（上村哲三君） 亀田委員、ありますか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（上村哲三君） 今のとでよかですか。

○委員（亀田英雄君） よかです。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○委員（亀田英雄君） どのようなシステムが想定されるとかわからぬとですが、結局議員の名前についていくとならば、そいば数えんばんとですけん、可否は。そんな時間な、一緒ですけんが。議員の数ば数ゆつとと、傾向ば数ゆつともですたい。そんない一緒だけんですたい、今の数えるやり方と。その分なですね、電子になったけんで、ぽっと出るというだけのことではないと。その辺な確認をしておきたいということで手を挙げました。

○委員長（上村哲三君） はいはい、わかりました。ということでございます。

どうでしょうか、皆さん、今、もうやってみようじゃないかというような流れになってると思うんですが、いかがでしょうか。まずは、議長と事務局長の確認はしっかりしてもらおうと。しかしながら、個々の議案に対するマル・バツ

の記入を——自分でマル・バツの確認はして、後で議会が終わって提出してもらうことを確認した上で議会広報紙に載せるというふうな進め方をやっていけばどうかという、金もそうかからなくてというようなことで理解をしているんですが、委員長としては。皆さん、いかがでしょうか。（「はい、それでいいと思います」と呼ぶ者あり）異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい、わかりました。

○委員（松浦輝幸君） ちょっと待った。今、議長と局長の確認すつとは、名前まで確認すつということ。

○委員長（上村哲三君） なるべく名前まで確認はするけど、大体議長と事務局長の務めは、賛成多数なのか、賛成全員なのか、その割合でございまして、第一義は。だから、そこを重点的に確認して、できれば反対者が少ない場合にはチェックがしやすいですよ。賛成者が少ない場合も。少ないほうをですね、なるべく早くチェックしてもらえばわかりやすいわけですよ。そしたら2人でもできますでしょう、事務局長、ね。

○議会事務局長（田上高広君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい。そういう形で進めて、確認はなるべく重ねて進めていくというようなことで、これは要請だけですから、議長と事務局長にはですね。

○委員（松浦輝幸君） まだよかかい。

○委員長（上村哲三君） どうぞ、松浦議員。

○委員（松浦輝幸君） 例えば、出すじゃないか、自分たちでこう。第1号議案から20号まで20出す。と、今までどおり議長と局長は、賛成何票、反対何票で、ばばって決まっじゃないかね。すると、おどま出すけん、そこでチェックでくつよ。もしか1号議案に対して、こら反対とあんの違うねと思うたら、だれかがなるけ

ん、そいつを調べればいい。

○委員長（上村哲三君） 松浦委員、よかですか、委員長から。

それを直接する議長とですね、事務局長には、その時点でやれないんで。わかりますか。

（「やれぬ、やれぬ」と呼ぶ者あり）議長、事務局長はですね、その時点時点……。

○委員（松浦輝幸君） それはわかるたい。後で出すわけだ、終わってから。

○委員長（上村哲三君） だから、確認のためにですよ、最終確認のため、個人のマル・バツは出してもらうということです。（「そうそう、そこまでしかでけぬ」と呼ぶ者あり）議案はですね、賛成多数ならよかわけ、全部通るわけですよ。

○委員（松浦輝幸君） だけん、個人のマル・カケルが、これはもう各議員さんを信用して、そしてまず信用すること、第一には。そやندらう。だったら――。

○委員長（上村哲三君） だから、それとはちょっと意味が違ふとです。今言いなつとはわかつとるです、みんなわかつとつとです。松浦委員が言われることは、みんなわかつとつとです、今。

○委員（松浦輝幸君） おいが言いたかとは、別に賛成者、反対者まで筆記する必要なて。今までどおりしとつてよかつて、おれは言いたか。そして、これをただ設置してもらって、その中でわかるって、自然と。

○委員長（上村哲三君） でも、だから、できる限り確認をしてくれて、やる方法はあるからということで要請をするということです、議運から。

○委員（松浦輝幸君） せぬてよかつて思うばつてん。（笑声）

○委員長（上村哲三君） いや、でも、したほうがいいという意見が多いからですね。

○委員（松浦輝幸君） おら、せぬでいいと思

う。

○委員長（上村哲三君） はい、藤井委員、どうぞ。

○委員（藤井次男君） はい。今ちょこつと感じたて、参考にですな。例えば、こけ、ずらつと議員の名前書く、1議案ずらつと書く。そして、見とつてたい、1号議案に対してはぱつと、こう、全部はわからぬばい、確実にいかぬばんばつてん、時間かけて書いてごぎゃん見とつて、ああ、バツばいなて、こうずつと、こつちはマルばいなて、ずっと名前、ずっと議案のあるしこ、仮につけられぬですか、どぎゃんですか。仮にぎゃんして立つとつてたい、ああ、あら、1号には賛成ばいなて、ぱつぱつぱつぱつて、こうできぬかな。（「難しか」と呼ぶ者あり）難しかか。（笑声、発言する者あり）

○委員（藤井次男君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。藤井委員。

○委員（藤井次男君） それは続けるばつてんな、賛成、反対ちゅう議案なな、そりゃそぎゃんな余計にはなな。全議案の中な、2つか3つしきやなな。そつて、そのチェックはしやすかて思うたいな。全議員の場合はもう全議員で、ぱつと（聴取不能）きやよかごたつ。賛成、反対のとき時間をかけてしなつて。全部とめ時間をかくつと、それは本会議のしこかかるもん。そつて、そぎゃんじゃなくし、もう全員賛成のときは、もうどぎゃんせぬでよか……。

○委員（松浦輝幸君） もうよかつたい。これさえ出せば。

○委員（藤井次男君） ただ4回のな、年に4回の議会だいけん、そぎゃんきつかばつてん、あたどま、頭働かせてたい、そこあたりのところは名前書いて、1号議案にだれだれが賛成したぐらひは、まあやってみなつて、けいこに。（「そして後から出すとだけん」と呼ぶ者あり）そうすると、自分な自分にまた出して、

合わせてみっと、すぐわかったい。

○委員長（上村哲三君） それでは、意見もたくさん出ましたがですね、きょうは大分前向きに進んだということですね、少しまとめをしたいと思います。小会しましょう、小会します。

（午前 11 時 15 分 小会）

（午前 11 時 20 分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

それでは、御意見がたくさん出ましたので、まとめておきたいと思います。

お諮りをしたいと思います。

表決の確認を行うことの、その手法として、まずは議長、事務局長は、採決の多数、全会一致の状況を確認することとし、議員は紙に各議案の採決の結果を記入し、事務局に議会終了後提出することとします。その結果をもとに、議会広報紙への掲載を行うこと、これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい、ありがとうございます。御異議なしと認め、そのように決しました。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 決した後でいいんですが、議運としての結果ですね。

○委員長（上村哲三君） はい。

○委員（亀田英雄君） 議運として、広報に要請すると。それを載せてくれと。

○委員長（上村哲三君） はい。

○委員（亀田英雄君） 紙面がふえるじゃないですか。

○委員長（上村哲三君） はい。

○委員（亀田英雄君） 予算も膨らむですね。

○委員長（上村哲三君） でしょうね。

○委員（亀田英雄君） そういう手当てはどのようにしていった方がいいんでしょうかね。議運として、やっぱりそれは予算の増額を要望するのか、今ある紙面の中でやりなさいというのか、その辺もやっぱりケアする必要があるんじゃないかなと思います。

○委員（松浦輝幸君） はい、はい。

○委員長（上村哲三君） その点については議会事務局の――。

○委員（松浦輝幸君） その点は広報に任せりゃよかったい。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） その懸念を（発言する者あり）いやいや、それは、もう実際その懸念、私も感じるとですが、それはもう広報の皆さんに、予算のことやいろいろ紙面のことや任せたらどうですか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） それでいいと思うんですが、やはり議運から要望して予算ばとるんだという姿勢が私はよかつじゃなからうかと思うて。そのために、金の要っとならですたい。じゃなくて、今んままでやれというなら、今んまませぬばんし、それは広報委員会よか、議運の決定がよかでしょう。

○委員（松浦輝幸君） 聞いてみったい、金要るとか要らぬとか。

○副議長（増田一喜君） 委員長。

○委員長（上村哲三君） 広報委員長。

○副議長（増田一喜君） 一応間に合うというような方向で考えております。

それでも間に合わなくなれば、またお願いせないけぬかもしれぬけれども、今のところ、それが掲載できるという方法で考えておりますので（聴取不能）お考えいただければと思います。

○委員長（上村哲三君） はい、わかりました。はい、亀田委員、どうぞ。

○委員（亀田英雄君） 了解しました。

○委員長（上村哲三君） はい。それでは、皆さん、いつからどのような形で掲載するかということについて御協議をいただきたいと思います。今、手法が決まりましたのでですね、臨時会からよろしいんでしょうか、今度の。

○委員（松浦輝幸君） 委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） 私、9月の定例会からいいと思います。

○委員長（上村哲三君） 9月の定例会、はい。ほかに意見ございませんか。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） 練習というか、今度の臨時議会でも1回やってみたら、どうでしょう。

○委員長（上村哲三君） 練習をですね、載せるのは9月からということでもいいですね。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかに意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。それでは、お諮りしますが、実施の時期は、まず次回の25日の臨時会で練習をして、正式には9月の議会広報から掲載するというような形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。御異議なしと認めました。

それでは、ただいま御決定いただきましたことについては、次回の全協で報告をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎その他（委員長報告書の作成について）

○委員長（上村哲三君） それでは、次に（2）委員長報告書の作成についてですが、前回の協議では、まず、議長から、各委員長での話し合いが行われた結果での意見が紹介されました。その集約といたしましては、定例会での委員長報告書の取り扱いは従前どおりとし、委員会の中では正副委員長は小まめに筆記することとし、臨時会等においては、委員長報告書作成のための全部のテープ起こしを省略して、正副委員長で重点的に筆記していただいて、字句・文言に間違いがないかの部分についてのテープ起こしをすれば時間短縮になるとの各委員長の一致した意見となったとの報告でございました。

このことを踏まえ、協議が行われたわけですが、前回協議の中では、テープ起こしや執行部確認を省略して、正副委員長が深く関与して報告書の作成に当たることは、委員が皆理解できるものであるが、これからの報告書作成の時間短縮に向けてどのようなやり方があるのかを論議し、協議を重ねる中で、最終的には定例会、臨時会での扱いは同じでよいのか、副委員長を含めての積極的な関与での報告書作成の確認。テープ起こしは必要な部分、あるいはすべてを起こすこととするのか。報告内容は、要望、意見、結果その他委員長が必要と認めるものについてはどうかの以上の点についてが会派に持ち帰り協議となったわけです。

それでは、各会派で持ち帰りの結果について御報告願います。

逆からいきます。最初に市民クラブの大倉代表をお願いします。

○委員（大倉裕一君） 今、課題を幾つか言われましたが、すべて内容がかみ合っているかどうかちゅうのが疑問なんですけど、もう一回—もう一回委員長から課題のところを読んでも

らっていいですか。

○委員長（上村哲三君） 定例会での報告からよかですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか、確認をします。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（上村哲三君） 定例会、臨時会での扱いは同じでよいのか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（上村哲三君） それから、副委員長を含めての積極的な関与での報告書作成の確認。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（上村哲三君） それから、テープ起こしは必要な部分、あるいはすべてを起こすこととするのか。報告内容は、要望、意見、結果その他委員長が必要と認めるものについてはどうかの以上の点です。よろしいでしょうか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、大倉委員、どうぞ。

○委員（大倉裕一君） はい。委員長報告の作成について、定例会と臨時会、これは区別せずに本会議が開かれたものについては——本会議といいますか、定例会、臨時会ですね。同じく取り扱うべきだということで意見が出ております。

それと、報告書のかかわりに副委員長ということですけど、当然副委員長もこの報告書にはかかわっていくべきだという意見です。

それと、テープ起こしをすべて行うかということですが、この点については委員長、副委員長のほうが指示をした部分でいいんじゃないかという内容。それから要望等——意見、要望等についての採用についても、委員長、副委員長で話された内容、結果を載せることでいいんじゃないかという意見が出ております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） はい、わかりました。次に、改革クラブの亀田代表お願いします。

○委員（亀田英雄君） はい。定例会も臨時会も同じ扱いだと。要は積極的な関与をするも含めてですね、委員長、副委員長。テープ起こしについては必要な分についてのみでいいんじゃないかと。あと、内容については、やはり会議が終わってから、副委員長、委員長交えて、事務局も交えて会議を開いて、その中でですね、行っていけばそれでいいんじゃないかということです。

○委員長（上村哲三君） はい、ほとんど一緒ですね。改革クラブさんと同じ、はい、わかりました。

次に、新生会の藤井代表お願いします。

○委員（藤井次男君） 副代表が来ておりますけん、前垣委員のほうから。

○委員長（上村哲三君） じゃ、前垣委員のほうからお願いします。

○委員（前垣信三君） 今2名の方とほとんど同じです。最後の意見、要望についても委員長、副委員長さんで対応されて、それでいいと思います。

○委員長（上村哲三君） はい、わかりました。

次に、自由民主党絆の松浦代表お願いいたします。

○委員（松浦輝幸君） 定例会、臨時議会、少し臨時議会というのをちょっと懸念を感じているということも聞きました。というのは、やはり今、従来どおりだったらですよ、従来どおりだったら、やはり委員長報告が物すごく時間がかかり過ぎとるということで、先ほど言われましたように、委員長報告書をまずつくるときに、委員長、副委員長がやっぱりある程度重点的な箇条書きにして、そして、そこをうまく、

それからテープ起こしもそこだけすればいいんじゃないかということです。

○委員長（上村哲三君） はい、わかりました。

はい、次に、自民党和の田方代表お願いします。

○委員（田方芳信君） 一応今皆さんお話があったとおりですね、よろしいと思っております。

○委員長（上村哲三君） はい、わかりました。

それでは、ほかに御意見等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ちょっと小会します。

（午前１１時３０分 小会）

（午前１１時４０分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

○委員長（上村哲三君） それでは、お諮りいたします。

委員長報告の作成についてですが、定例会、臨時会においては、委員会の全内容についてのテープ起こしはしないこととし、正副委員長の指示を受けて、字句文言を確認するために必要な部分についてのみ行うこととし、正副委員長がさらに深く関与することといたしたいが、これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 異議なしと認めます。

また、実施時期は７月臨時会から適用することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

については、７月臨時会の全員協議会におい

て、決定事項として報告させていただきたいと思いますが、この取り扱いでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） そのように決しました。

それでは、次に次回開催日の件でございますが、来月８月は、９月定例会の会期決めの際の開催日とあわせての協議になると思います。具体的にはまだ招集日が決定されておられませんので、決定次第、御連絡をいたしたいと思っております。

日程については、９月定例会８月２７日開会なら１週間前の８月２０日が議運でございます。９月定例会９月３日開会なら１週間前の８月２７日が議運でございます。

日程については、この取り扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） そのように決しました。それでは、これで議会運営委員会を閉会いたします。

（午前１１時４１分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２４年７月１７日

議会運営委員会

委員長